

## 21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分	
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪					有罪に係る人員及び金額			
					有 罪	無 罪	公 訴 権 減	未 決	懲 役 刑 科 罰 金 せ ら れ た も の 人 員	人 員	金 額		
		件	件	件	件	件	件	件	人	人(社)	千円		
申告所得税	外												申告所得税
	内	4	8	12	6	-	-	6	6	5	65,700		
法人税	外												法人税
	内	8	15	23	14	-	-	9	15	18	250,800		
その他	外												その他
	内	5	3	8	4	1	-	3	2	2	41,000		
合 計	外												合 計
	内	17	26	43	24	1	-	18	23	0	357,500		

調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。  
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外 6	第 159 条	外 14	脱税犯規定	外 4
第 243 条 (平成 22 年度 改正前の 244 条を含む。)	外 -	第 163 条 (平成 22 年度 改正前の 164 条を含む。)	外 13 -	両罰規定	外 3 -
合 計	外 6	合 計	外 13 14	合 計	外 3 4

- (注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。  
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

## 22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区分		酒税							揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区分	
		免許者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計			
		酒類製造者	酒類販売業者														
要件 処 理 数	前年度からの繰越処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越処理未済	要件 処 理 数	
	検挙	外	1	2	2	5	5	-	-	-	-	-	-	-	検挙		
処 理 済 件 数	通告処分	外	1	2	1	4	4	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	処 理 済 件 数	
	告 発	収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収税官吏		
		その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他		
	通知処分	外	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	通知処分		
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分前減 公訴権消滅		
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数			
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 罰 金 相 当 額	外	150	45	18	213	213	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 金 相 当 額		
	外	500	221	1,492	2,213	2,213	-	-	-	-	-	-	-	-			

調査対象等：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油 石炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	合計	区分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分						
要件 処理数	前年度から 繰越処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度から 繰越処理未済	要件 処理数
	検	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5 12	検	
処 理 済 件 数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4 11	通告処分	処 理 済 件 数
	告 発	収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収税官吏 告 発	
		その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 1	通知処分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
	処 分 前 減	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 減	
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	722	
通 告 処 分 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	213 2,213	通 告 処 分 相 当 額		

調査対象等：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	
	免 許 者 酒類等 製造者	免 許 者 酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計			
要 履 行 件 数	前年度からの 繰越履行未済	外	1	1													1	要 履 行 件 数	
	通 告 処 分	外	1	2	1	4											4		
	計	外	1	3	1	5											5		
履 行 等 件 数	通 告 不 履 行 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	履 行 等 件 数
	通 告 後 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	通 告 履 行	外	1	3	1	5											5		
	計	外	1	3	1	5											5		
本 履 行 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 履 行 未 済 件 数
通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	外	千円 150	千円 107	千円 18	千円 275	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円 275	通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当
	外	500	421	1,492	2,413	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,413	

調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。  
2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の																					
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額																
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額																												
第 54 条	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6,020	-	722	1	6,020	-	722	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外2 2	27,132	-	-	外1 8	333,042	-	-	外3 10	360,174	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
第 58 条	外1 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 -	-	-	-	外1 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
合 計	外1 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外2 2	27,132	-	-	外2 9	339,062	-	722	外5 12	366,194	-	722	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日

- (注) 1 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。  
 3 (外) 書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
第27条第1項第2号	-	第15条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-	第24条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-
第28条第1号	-			第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
第28条第2号	-			第29条第2号	-	第25条第2号	-	第29条第2号	-
第28条第3号	-			第29条第3号	-	第25条第3号	-	第29条第3号	-
第28条第4号	-			第29条第4号	-	第25条第4号	-	第29条第4号	-
第28条第5号	-			第29条第5号	-	第25条第5号	-	第29条第5号	-
第28条第6号	-			第29条第6号	-	第25条第6号	-	第29条第6号	-
第28条第7号	-			第29条第7号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
第21条第1項第2号	-	第22条第1項第2号	-	第20条第1項第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第23条第1号	-	第21条第1号	-	第14条第2号	-
		第23条第2号	-	第21条第2号	-	第14条第3号	-
		第23条第3号	-	第21条第3号	-		
		第23条第4号	-				
		第23条第5号	-				
		第24条第1号	-				
		第24条第2号	-				
		第24条第3号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。